

## 仕様書

### 1 業務名称

西区役所庁舎屋内広告掲載業務（屋内モニター）

### 2 履行場所

堺市西区鳳東町6丁600番地

### 3 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（毎年度更新手続きをすることにより、最長で平成35年3月31日まで更新可能）

### 4 業務目的

広告事業の実施による一般財源の増収及び番号案内表示システムの導入による市民サービスの向上を目的とする。

### 5 業務概要

- (1) 情報モニターを設置し、堺市内を中心とする民間企業の広告を掲載する。
- (2) 番号案内表示モニター及び機器を設置し、番号案内表示システムを導入する。

### 6 業務内容

#### (1) 広告掲載機器

##### ①モニター設置箇所

番号	場所	掲載枠規格	台数	設置方法
①	1階市民課待合	42インチ以上	1台	天吊り
②	1階市民課カウンター上	32インチ以上	1台	壁掛け
③	1階保険年金課待合1	32インチ以上	1台	壁掛け
④	1階保険年金課待合2	32インチ以上	1台	壁掛け
⑤	1階EVホール	32インチ以上	1台	壁掛け
⑥	3階地域福祉課カウンター上	32インチ以上	1台	壁掛け
⑦	1階玄関ホール	42インチ以上	1台	自立式

## ②モニターの設置方法

モニターの設置に関して、アンカーボルト等を使用し、確実に固定すること。また、既設の設備等の移設等が発生する場合は、事前に本市と協議し、承諾を得ること。

モニターを撤去又は移設する際には、原状回復することとし、設置した際のボルト跡等は残さないように施工すること。

## ③緊急情報の放映

災害情報等の緊急情報を本市の求めに応じて即座に放映することができるようにすること。

## ④保守点検

故障等が発生した場合は、本市の求めに応じて即座に対応することとし、1か月に1回以上は定期的に保守点検を行うこと。

## ⑤その他

庁舎内の美観及びユニバーサルデザインに配慮すること。

## (2) 広告掲載・放映

①堺市内を中心とし、堺市にも商圈等を有する周辺市の民間企業の広告主を募集し、広告を掲載すること。(名称・電話番号・写真等)

②広告主及び広告内容について公共性、美観及び利用者への影響に配慮すること。

③広告の放映は無音とする。

④広告の放映時間は上記モニター番号①～④及び⑥については、区役所開庁日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日)の午前9時から午後5時30分までとする。その他のモニターについては、全日午前9時から午後10時までとする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更することがある。

⑤上記モニター番号①、⑥、⑦の付近に広告主のチラシ・パンフレットを掲出できるラックを設置することができる。

⑥広告の内容が堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準並びに関係法令に違反しているとき及び西区役所庁舎で放映する広告としてふさわしくないと本市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を本市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、広告取扱事業者の責任と負担において対応すること。

⑦広告モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において、広告主等に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、広告取扱事業者の責において対応すること。

⑧広告主の表示や広告の掲載については、事前に当該原案及び広告主の誓約書を本市に提出し、承認を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とする。

⑨広告取扱事業者は、来庁者等からの問合せに対応するためのリーフレット等を本市が指定する場所に備え付けることができるものとする。リーフレット等の内容について

は、本市と協議のうえ、決定する。

⑩広告を放映する際に「広告に関する一切の責任は広告取扱事業者に帰属します。また、堺市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

⑪色覚障害者に配慮した配色とすること。

### (3) 行政情報掲載・放映

①行政情報枠の作成は広告取扱事業者が原則無料にて行い、本市は行政情報を提供するものとする。

②広告放映枠の中で、4分の1程度の割合で行政情報を放映すること。詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

③本市が広告取扱事業者に提供する行政情報に基づき作成された内容は、本市に著作権が帰属し、広告取扱事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、本市の許可を得るものとする。

### (4) 番号案内表示システム

#### ①モニター設置箇所

番号	場所	表示枠規格	台数	設置方法
①	1階市民課待合	42インチ以上	2台以上	天吊り
②	1階市民課カウンター上	32インチ以上	1台以上	壁掛け
③	1階保険年金課待合1	32インチ以上	1台以上	壁掛け
④	1階保険年金課待合2	32インチ以上	1台以上	壁掛け
⑥	3階地域福祉課待カウンター上	32インチ以上	1台以上	壁掛け
⑦	1階玄関ホール	42インチ以上	1台以上	自立式

②発券機等の配置

所管	窓口	発券機	表示機	操作機	モニター 番号
市民課	諸証明交付	1台	1台	4台	①②③④ ⑦
	戸籍・住民異動・印鑑 登録・マイナンバー	1台	2台	4台	
保険年金課	国民健康保険	1台	1台	3台	
	国民年金	1台	1台	2台	
	医療給付	1台	1台	3台	
市税の窓口	市税・原付登録	1台	2台	3台	
地域福祉課	高齢者・障害者福祉	1台	1台	2台	
	介護保険		1台	2台	
子育て支援課	児童手当・保育所関係	1台	1台	2台	
	児童・女性・ひとり親 相談		1台	1台	

※市民課の諸証明交付窓口分の操作機1台にPC及びバーコードリーダーを設置し、証明窓口で渡した番号札に対応する証明書用袋のバーコードを交付窓口にて読み取れるよう設定すること。

③機器接続

それぞれの窓口用の発券機、表示機、操作機をグループ化し、受付番号を順番に表示する。

また、上記②発券機等の配置表のモニター番号に記載されているモニターと接続し、案内番号を表示する。

④消耗品

システム稼働に必要なロール紙、A4クリアフォルダ等消耗品は、広告取扱事業者の負担とし、本市からの請求により速やかに納品すること。

⑤電気料金

番号案内表示システムに係る電気料金は本市の負担とする。

#### ⑥職員閲覧用モニター

職員が執務室内で番号案内表示を確認することができるようモニターを設置すること。

#### ⑦その他

- ・受付人数、平均待ち時間等の集計データ作成機能を有すること。
- ・同一番号を再呼出しできる機能を有すること。
- ・発券機等を設置する台が必要な場合は、本市と協議の上、広告取扱事業者の負担において設置すること。

### 7 必要経費

#### (1) 工事費

本業務に係るモニター等及び番号案内表示システムの設置及び撤去に要する工事費はすべて広告取扱事業者の負担とする。

#### (2) 光熱費

広告掲載に係るモニター等の光熱費は広告取扱事業者の負担とし、番号案内表示システムに係る光熱費は、本市の負担とする。

#### (3) 消耗品

本業務に係る消耗品はすべて広告取扱業者の負担とする。

### 8 その他

- (1) 本仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は堺市公告掲載要綱及び堺市広告掲載基準等に定めるところによるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、本仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ本市に確認し、指示に従うこと。